

労働者50人未満の小規模事業場の事業者・労働者の皆様へ

# 宮城産業保健総合支援センターでは、 保健師による健診後の保健指導※を **無料**で実施しております！



※保健指導は保健師が事業場に訪問し、健康診断の結果で異常が認められた者(有所見者)や生活習慣に偏りがあり健康の保持に必要な者、また健康に不安がある者に対して実施します。

事業者は、労働者の自主的な健康管理を促進するため、労働安全衛生法第66条の7第1項の規定に基づき、一般健康診断結果、特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者に対して、医師又は保健師による保健指導を受けさせるよう努めなければならないとされています。

- ・労働者50人未満の小規模事業場の事業者や小規模事業場で働く人で、保健師による保健指導を希望される方は、裏面の申込書をFAXするなどにより申込みをお願いいたします。
- ・訪問する日時等事前の打ち合わせがございます。**希望日の2週間程度前までにお申込みください。**後日当センターからご連絡いたします。
- ・なお、医療保険者が行う特定保健指導については各医療保険者にお問い合わせください。

宮城労働局・労働基準監督署

独立行政法人 労働者健康安全機構

宮城産業保健総合支援センター

保健師による健診後の保健指導申込書

年 月 日

事業場	事業場名	
	所在地	〒
	労働者数	(男： 人) (女： 人) (計： 人)
	事業内容	
	代表者	職名： 氏名：
	担当者	職名： 氏名： 電話： FAX：
	※ 本社、親企業等の情報	本社、親企業等の名称( ) 事業場の属する本社、親企業等の全労働者数( 人) 本社、親企業等の産業医数(産業医 名、内専属産業医 名)
事業場訪問希望日	第1希望 年 月 日 第2希望 年 月 日 第3希望 年 月 日	
その他の連絡事項		

※申込事業場が企業の支店、営業所、工場等の場合、当該企業の情報を記入してください。

なお、本事業は中小企業の小規模事業場を優先的に対象といたします。総括産業医が居る企業の小規模事業場は支援対象外といたします。(平成31年度から適用)

※「総括産業医」とは、企業における名称の如何に関わらず、企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医のこと指します。

- ・労働者本人からの申込みの場合は、担当者欄にご本人の氏名を記入のうえ、氏名の後ろに「本人」と注記してください。
- ・本用紙に記載された個人情報、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。
- ・訪問は平日の9時00分～16時30分の間に行います。
- ・申込み受理後、後日当センターからご連絡いたします。

※下記事項をご確認いただき、チェックをしてください。

- 1 全項目に漏れなく記入しています。
- 2 事業場は50人未満です。
- 3 当社に総括産業医は居ません。
- 4 健康相談は治療目的ではないことを理解しています。
- 5 本事業の実施に必要な個人情報の提供について同意します。
- 6 上記に相違ありません。

はい	いいえ
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【お問い合わせ先】

独立行政法人労働者健康安全機構

宮城産業保健総合支援センター

〒980-6015 宮城県仙台市青葉区中央4丁目6番1号 SS30 15階 TEL:022-267-4229

ホームページ：http://www.miyagis.johas.go.jp E-mail：sanpo04@miyagis.johas.go.jp